

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	岐阜県立下呂看護専門学校
設置者名	岐阜県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のあ る教員等によ る授業科目の 単位数又は授 業時数	省令で定める 基準単位数又 は授業時数	配 置 困 難
専門	看護学科	—	58単位	9単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページで公表 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9758.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	岐阜県立下呂看護専門学校
設置者名	岐阜県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	・岐阜県立下呂看護専門学校評価規程に基づき、学校自己評価、学校関係者評価を実施する。 ・学校自己評価を9項目（Ⅰ学校経営、Ⅱ学科運営、Ⅲ入学・卒業対策、Ⅳ学生生活への支援、Ⅴ教職員の育成、Ⅵ管理運営・財政、Ⅶ施設設備、Ⅷ広報・社会貢献・地域活動、Ⅸ独自項目）により評価する。その結果を学校関係者評価委員会が審議し、評価の妥当性、改善点等の意見を学校に報告し、教育活動、施設設備の改善及び次年度の学校運営に活用する。 ・学校関係者評価委員会は、学校長が委嘱する6名の委員で構成する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
公益社団法人 岐阜県看護協会 会長	2024. 4. 1 ～2026. 3. 31	看護職能団体 岐阜県代表者
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院 看護部長	2025. 4. 1 ～2027. 3. 31	実習施設関係者
（備考） 他の外部人材である構成員は3名（教育関係者1名、下呂市社会福祉協議会会長1名、下呂看護専門学校卒業生代表1名）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	岐阜県立下呂看護専門学校
設置者名	岐阜県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
○授業計画(シラバス)の作成過程 ・授業科目が終了(試験)した時点で、科目の評価を担当教員が実施する。1月上旬までに全ての科目評価を行い、次年度に向けて、教務会議で授業方法、内容、成績評価の方法等を検討し、変更点を決定する。 ・1月末までにシラバスを作成、2月業者印刷、3月末に完成し、4月に学生、教員に配布する。	
授業計画書の公表方法	ホームページで公表 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9758.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
○成績の評価は、学則第9条、細則第4条に基づき実施している。 ・授業科目の時間数を3分の2以上出席した者は、試験等による成績の評価を受けることができる。 ・評価は、各科目100点満点として60点以上を合格とする。 ・評価は、筆記、レポート、口述、実技その他の方法によって行う。実習評価は所定の評価表によって行う。 ・評価の評点が60点に達していない者については、再試験(再実習)を行うことができる。 ・やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者に対しては、追試験(追実習)を行うことができる。 ○単位の認定は、学則第10条、細則第5条から第10条に基づき実施している。 ・単位の認定は、当該科目の履修に必要な時間数を満たし、学則第9条に定める評価を受けた者に対し、校長が行う。 ・単位の認定は、卒業認定会議、単位認定会議において審議している。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ○成績評価の客観的指標 ・履修科目の成績評価を点数化し(100点満点)、全科目の合計点の平均を算出する。それにより、成績の分布状況を把握する。 ○成績評価の適切な実施に係る取組の概要 ・学年末に、各個人に1年間の成績表を渡している。 ・個人の成績評価と成績の分布状況を説明することにより、学習意欲の向上や自己の学習計画に活用するようにしている。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	ホームページで公表 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9758.html
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) ○卒業の認定方針 ・令和元年度以降、卒業認定方針を策定し、ホームページで公表している。策定後は学生に説明を行い、卒業時に達成度の評価を行っている。 下呂看護専門学校卒業認定の方針（ディプロマ・ポリシー） 1 高い倫理観及びコミュニケーション能力を身につけ、異なる価値観を持つ人々をかけがえのない人間として尊重することができる。 2 看護の対象を幅広い視野でとらえ、統合された存在として理解できる。 3 科学的根拠に基づき対象の健康状態や生活の場に応じた看護実践ができる。 4 保健医療福祉システムにおける各専門職の役割・機能を理解し、看護専門職として協働するための基礎的能力を身につけている。 5 看護専門職として、課題解決に向けて主体的・継続的に自己研鑽ができる。 ○卒業の認定について ・学則第25条に基づき実施している。 ・本校に修業年限以上在学し、教育課程のすべてを修得した者について卒業を認定する。ただし、欠席日数が所定の授業日数の3分の1を超える学生については、卒業を認定しない。 ・卒業の認定は、卒業認定会議において審議している。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	ホームページで公表 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9758.html

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	岐阜県立下呂看護専門学校
設置者名	岐阜県

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	—
収支計算書又は損益計算書	—
財産目録	—
事業報告書	—
監事による監査報告（書）	—

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療		専門	看護学科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3年	昼	2740 時間／106 単位	1629/66. 1	372/15. 1	720/24. 0		19/0. 8	
			2 7 4 0 時間／ 1 0 6 単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数		兼任教員数		総教員数
9 0 人		3 7 人	0 人	8 人		1 0 0 人		1 0 8 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ・授業科目が終了した時点で科目評価を行い、方法、内容等を検討し、次年度の授業計画を作成している。
成績評価の基準・方法
（概要） ・履修科目の成績評価を点数化し、全科目の平均点を算出している。 ・成績評価については、学則第9条、細則第4条に基づき実施している。
卒業・進級の認定基準
（概要） ・学則第10条、25条、28条に基づき、単位認定会議、卒業認定会議にて審議し、認定を行っている。
学修支援等
（概要） ・定期的な面談により、学生の学習、生活状況、心身の状況等を把握し、指導を行っている。必要時、保護者と連携を取り支援を行っている。 ・心身の状況を観察し、早めにスクールカウンセラーを紹介している。 ・経済面については、授業料の減免、日本学生支援機構奨学金制度等を周知している。 ・教育課程終了時において、学科目、実習の成績が優秀である者に成績優秀賞の表彰をする。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
18人 (100%)	1人 (5.6%)	17人 (94.4%)	0人 (0.0%)
(主な就職、業界等) 医療施設（病院）			
(就職指導内容) インターンシップへの参加、就職ガイダンスの紹介、進路相談			
(主な学修成果（資格・検定等）) 専門士（看護専門課程）、看護師国家試験受験資格、保健師・助産師学校受験資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
43人	2人	4.7%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個人面談、保護者面談の実施		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	県内出身者 7,300 円 県外出身者 14,600 円	118,800 円	430,000 円	その他の内訳は、教科書代・教材費・被服費・実習消耗品費・保険料・健康診断料・模擬試験料・一部実習施設宿泊料・校外研修費 等
修学支援（任意記載事項）				
学生の家族の家計の経済的な事由等により、一定の要件を満たした場合、授業料の全額又は一部の額を免除する制度がある。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9758.html		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
・学校評価の目的：学校自己評価の結果について、学校関係者評価委員会に報告し、意見を聞き、教育活動及び学校運営に活用する。 ・主な評価項目：Ⅰ学校経営、Ⅱ学科運営、Ⅲ入学・卒業対策、Ⅳ学生生活への支援、Ⅴ教職員の育成、Ⅵ管理運営・財政、Ⅶ施設設備、Ⅷ広報・社会貢献・地域活動 ・関係者委員会の構成：6名（教育関係者1名、関係団体3名、岐阜県健康福祉部1名、同窓会1名） ・評価結果を学内会議（職員会議、教務会議、業務改善推進委員会等）で改善策を検討し、早期に改善できることについてはその年度に、中長期的な取り組みについては、次年度以降計画的に取り組む。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
公益社団法人 岐阜県看護協会 会長	2024. 4. 1 ～2026. 3. 31	看護職能団体 岐阜県代表者
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院 看護部長	2025. 4. 1 ～2027. 3. 31	実習施設関係者
下呂市社会福祉協議会 会長	2024. 4. 1 ～2026. 3. 31	実習施設関係者
下呂市教育委員会 下呂市教育研究所 次長	2024. 4. 1 ～2026. 3. 31	教育関係者
岐阜県健康福祉部 医療福祉連携推進課 看護対策監	2024. 4. 1 ～2026. 3. 31	岐阜県看護行政 関係者
個人	2025. 4. 1 ～2027. 3. 31	下呂看護専門学校 卒業生代表者
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9758.html		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9758.html
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H121222000016
学校名 (〇〇大学 等)	岐阜県立下呂看護専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	岐阜県知事 江崎 禎英

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		一人（0人）	一人（0人）	一人（0人）
内 訳	第Ⅰ区分	0人	0人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅱ区分	一人	0人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅲ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	0人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0人）
合計（年間）				一人（0人）
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	一人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	一人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。